

(様式①)

事業計画書目次

[財政局]

19款1項17目 自動車事業会計繰出金

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和6年度		令和5年度		増△減(6-5)		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
42	児童手当補助金	81,030	81,030	67,836	67,836	13,194	13,194	
43	地共済追加費用負担補助金	133,878	133,878	174,658	174,658	△ 40,780	△ 40,780	
44	基礎年金公的負担補助金	415,911	415,911	446,212	446,212	△ 30,301	△ 30,301	
	計	630,819	630,819	688,706	688,706	△ 57,887	△ 57,887	

令和6年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	17	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	児童手当補助金										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	81,030	0	0	0	0	81,030
令和5年度	67,836	0	0	0	0	67,836
増▲減	13,194	0	0	0	0	13,194

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	76,560	73,248	81,030	81,030	81,030
	市債＋一般財源	76,560	73,248	81,030	81,030	81,030
決算	事業費	68,838	63,289			
	市債＋一般財源	68,838	63,289			

事業概要 (アクティビティ)	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
児童延べ人数	単位	目標	7,536	7,428	6,864	7,152	7,152	7,152
	人	実績	6,907	6,337				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
	実績							
事業目的	繰出基準に基づき、自動車事業会計に繰出しを行うことにより、経営基盤の強化を図ります。							
背景・課題	総務省繰出金通知により、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費の一部について一般会計が負担することとされています。							
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 児童延べ人数=7,152人 総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 【繰出基準】 ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）の15分の8 イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。） ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費							
事業スケジュール	年間の児童手当支給額を基に、年度末に一括補助							
事業開始年度	平成12年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	児童手当補助金	81,030	67,836	13,194	制度改正に伴う支給額の増による補助金の増
	細事業合計	81,030	67,836	13,194		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 大塚 和彦	係長 高瀬 蔵人	石黒 恭恵
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2				
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	17	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	地共済追加費用負担補助金										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	133,878	0	0	0	0	133,878
令和5年度	174,658	0	0	0	0	174,658
増▲減	▲40,780	0	0	0	0	▲40,780

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	191,340	185,949	192,771	198,368	199,067
	市債＋一般財源	191,340	185,949	192,771	198,368	199,067
決算	事業費	174,582	147,691			
	市債＋一般財源	174,582	147,691			

事業概要 (アクティビティ)	自動車事業の職員に係る共済追加費用の負担に要する経費に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
追加費用率	単位	目標	24.3/1000	24.1/1000	22.6/1000	17.8/1000	17.8/1000	17.8/1000
	—	実績	22.6/1000	19.4/1000				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	自動車事業の職員に係る共済追加費用の負担に要する経費について、国（総務省）の繰出基準に基づき、一般会計から自動車事業会計に繰出しを行い、自動車事業の経営基盤の強化を図ります。							
背景・課題	共済追加費用は、官民の年金制度の違いから、民営バス事業者が負担しない費用であり、公営バス事業者が料金収入で賄ってきましたが、平成14年2月から乗合バス事業の規制緩和が実施されることを受け、規制緩和の実施による競争条件を同じくする観点から、平成13年度からこの追加費用について財政措置がなされるものとされました。							
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・追加費用率の推移（予算積算時点） 令和2年度：28.8/1000、令和3年度：24.3/1000、令和4年度：24.1/1000、令和5年度：22.6/1000、令和6年度：17.8/1000 ・総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 【繰出基準】 バス事業の職員に係る共済追加費用の負担額 （当該年度の4月1日における地方公営団体職員の掛け金の標準となる給料総額に12を乗じた額に追加費用率を乗じた額） 							
事業スケジュール	9月末頃に追加費用額が確定後、年度末までに繰出							
事業開始年度	平成13年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	地共済追加費用負担補助金		133,878	174,658	▲40,780
	細事業合計		133,878	174,658	▲40,780	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 大塚 和彦	係長 高瀬 蔵人	石黒 恭恵
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3					
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	17	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	基礎年金公的負担補助金										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	415,911	0	0	0	0	415,911
令和5年度	446,212	0	0	0	0	446,212
増▲減	▲30,301	0	0	0	0	▲30,301

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	416,591	404,775
	市債+一般財源	416,591	404,775
決算	事業費	399,576	409,067
	市債+一般財源	399,576	409,067

令和7年度	令和8年度	令和9年度
420,727	431,399	431,648
420,727	431,399	431,648

事業概要 (アクティビティ)	地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に要する経費に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
公的負担金率	単位	目標	40.98/1000	40.98/1000	44.66/1000	42.2/1000	42.2/1000	42.2/1000
	—	実績	40.0/1000	41.6/1000				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金について、公的負担に要する経費を計上します。 総務省繰出基準に基づき、自動車事業会計に繰出しを行うことにより、経営の健全化を図ります。							
背景・課題	総務省繰出金通知により、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に要する経費について一般会計が負担することとされています。							
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 公的負担金率の推移（予算積算時点） 令和2年度40.96/1000、令和3年度40.98/1000、令和4年度40.98/1000、令和5年度44.66/1000、令和6年度42.2/1000 総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 【繰出基準】 繰出対象事業…地方公営企業の全部または一部を適用している事業で、前々年度において経常収支の不足額を生じているもの又は前年度において繰越欠損金があるもの 基準額…基礎年金拠出金に係る公的負担額（前々年度における経常収支の不足額又は前年度における繰越欠損金のいずれか多い額を限度とする。）							
事業スケジュール	年間の基礎年金拠出額を基に、年度末に一括補助							
事業開始年度	平成13年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	基礎年金公的負担補助金	415,911	446,212	▲30,301	見込み料率の減による減
	細事業合計	415,911	446,212	▲30,301		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 大塚 和彦	係長 高瀬 蔵人	石黒 恭恵
------------------------------------	-------------	-------------	-------